

平成18年4月28日

企業会計基準委員会 御中

監査法人トーマツ
年金会計サービスライン実務対応報告公開草案第21号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に
関する当面の取扱い（案）」の公表についての意見

貴委員会より平成18年3月16日に公表されました、標記公開草案に対する意見をお送りいたします。

意見

本公開草案の本文主旨に賛同する。

また、今回の法改正によって、厚生年金基金は最低責任準備金の額のみ債務を負うことが明らかになったため、退職給付会計上の代行部分の退職給付債務は対象外にすべき、あるいは評価額を最低責任準備金額にすべきという、退職給付会計基準を見直すべきとの意見は適当ではないと考える。

理由

1. 今回の法改正においては、厚生年金基金加入者の代行部分の給付額（厚生年金保険の報酬比例部分の給付額）に変更があるものではない。したがって退職給付会計基準によって厚生年金基金制度にかかる退職給付は代行部分と加算部分を区別することなく一体として退職給付債務の評価を行うことに何の変更の余地もないと考えられる。
2. 交付金を受領時に退職給付費用の減額処理するとの会計処理は、交付金による年金資産の増加を処理する方法として合理的であると考ええる。事業主が拠出することなく年金資産の増加があるため数理計算上の差異としての処理も可能であろうが、数理計算上の差異は「年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異」との退職給付会計基準の定義には合致せず、第三者による拠出を会計処理として認識する処理が適切であると考ええる。
3. 「最低責任準備金」及び「過去期間代行給付現価」の両者はともに厚生年金基金の債務評価の概念である。たとえ厚生年金基金の財政計算上、その債務の評価方法は最低責任準備金の額でよしとしても、厚生年金基金の債務額をそのまま退職給付会計上の

債務としないという現行の退職給付会計基準の適用下においては、直ちに退職給付会計上の退職給付債務を最低責任準備金の額とするという考え方はない。適格退職年金制度の責任準備金額を退職給付会計上の退職給付債務として採用しないことと同じと考えられる。

4. 「今回の改正で代行部分について事業主が最低責任準備金を超えて負担することが実質的になくなった」との意見には賛同しない。最低責任準備金は国に返還する場合にはたしかにその額までが返済額となろうが、厚生年金基金が永続的に存続する限りには代行部分の給付負担額の合理的な評価額は代行給付現価であると考えられる。これは、一時金制度の退職給付債務額を期末要支給額でよしとせず、数理的評価をおこなった退職給付債務額とすべしとの退職給付会計基準の理論と類似の概念ではないかと考える。仮に債務評価額が最低責任準備金の額でよしとするならば、何ゆえに過去期間代行給付現価と比較するのかその理由が明らかにされていない。さらに、政府の交付金は代行給付現価の1/2まで行われるものであり、代行給付現価の1/2よりも最低責任準備金が多い場合、これに満たない部分への手当てはなされていない。よって、厚生年金基金の負担は最低責任準備金の額であるから退職給付債務も最低責任準備金の額でよし、とする意見には賛同しない。

以 上

連絡先：年金会計サービスラインリーダー
泉本小夜子 03-6213-1489